

伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事(届出) コメントリスト

2022年6月16日

No.	資料	ご確認事項	補足説明	説明資料
1	ヒアリング資料	ループC低温側高圧注入ラインのルート変更後の溶接線へのアクセス性を確認したい。溶接線については、現地溶接か工場溶接かも確認したい。周辺の干渉物との離隔距離、アクセス性の確保について、それを定めた社内規定等があればそれも確認したい。	以下の補足説明資料へ反映し、ご説明いたします。 ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画届出書 補足説明資料 別紙-1 伊方発電所第3号機1次系配管に係る工事の概要 3. 届出範囲における接近性等の確保について	資料3
2	ヒアリング資料	ループC低温側高圧注入ラインのイメージ図の記載に誤りがあるため、修正すること。	ご指摘いただいた点について、資料修正させていただきます。	資料2 資料3
3	設工認 本文	3PCV-452ABの反加圧器側の配管が届出範囲に記載されない理由を示すこと。	以下の補足説明資料へ反映し、ご説明いたします。 ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画届出書 補足説明資料 別紙-1 伊方発電所第3号機1次系配管に係る工事の概要 4. 加圧器逃がし弁下流側の加工について	資料3
4	設工認 本文	原子炉冷却系統施設の適用基準及び適用規格について、誤記があるため、修正すること。	ご指摘いただいた点について、設計及び工事計画届出書を修正のうえ、補正させていただきます。	-
5	設工認 資料1 発電用 原子炉の設置の 許可との整合性 に関する説明書	設工認「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」の本文(五号)との整合性について、「今回の設計及び工事の計画のうち、「基本設計方針」及び「機器等の主要仕様表」の届出に係る内容は、設置変更許可申請書「本文(五号)」の基本方針に記載がなく、」とあるが、今回の届出に係る基本設計方針は、本文(五号)に記載されているものが含まれると考えており、記載が適切ではないと考えている。	ご指摘を踏まえ、以下を示すことで、「本文(五号)」へ抵触するものではないことを説明する方針で設計及び工事計画届出書を修正のうえ、補正させていただきます。 ・今回の設計及び工事の計画のうち、「基本設計方針」及び「機器等の主要仕様表」の設置変更許可申請書に係る内容は、既工認にて認可された工事計画と同様である。 ・設置許可申請書との整合性は、既工認にて認可された工事計画の添付資料1「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」で確認しており、当該工事計画の認可以降に今回の工事計画に係る設置変更許可申請書の変更はない。 ・以上のことから、今回の設計及び工事の計画において、届出に係る内容は発電用原子炉の設置の許可に抵触するものではない。	-
6	設工認 本文	計測制御系統施設としては、別表第一の工事に該当しないということだが、計測制御系統施設の要目表、基本設計方針に記載している考え方を示すこと。	以下の補足説明資料へ反映し、ご説明いたします。 ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画届出書 補足説明資料 別紙-1 伊方発電所第3号機1次系配管に係る工事の概要 5. 兼用設備の届出書本文への記載について	資料3

No.	資料	ご確認事項	補足説明	説明資料
7	ヒアリング資料	加圧器逃がし弁下流側形状変更が、流量に影響がないことを示すこと。	加圧器逃がし弁の流量は、弁前後の差圧と弁体およびその周辺部の流路形状により決まります。今回、加圧器逃がし弁の配管取合部の形状を変更しますが、上記の差圧・形状に影響を及ぼす変更ではなく、加圧器逃がし弁の流量に影響を及ぼすものではありません。	
8	ヒアリング資料	加圧器逃がし弁の下流側配管を切断するが、届出範囲に含まれないことについて、記載の充実を行うこと。	下流側配管の切断については、要目表の変更にあたらないことから、別表第一における手続き対象に該当しない旨を、資料に追記致します。	
9	設工認資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	コメントリストNo.5iについて、補正の際には既工認の認可番号を記載し、どの工事計画が明確化すること。	既工認の認可番号を記載の上、補正させていただきます。	
10	設工認本文	コメントリストNo.6iについて、計測制御系統施設として兼用する範囲を届出範囲として審査する必要があるかどうかについて整理すること。	原子炉等規制法および実用炉則における以下の規定により、届出書に記載すべき「設計及び工事の計画」については、実用炉則 別表第一の下欄に掲げるものが対象であることから、今回の届出本文からは計測制御系統施設としての要目表、基本設計方針は削除させていただくことで補正をさせていただきたいと思います。 原子炉等規制法 第四十三条の三の十(設計及び工事の計画の届出) ・発電用原子炉施設の設置又は変更の工事(前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限る。)であつて、原子力規制委員会規則で定めるもの をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、 その設計及び工事の計画 を原子力規制委員会に届け出なければならない。その設計及び工事の計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。)をしようするときも、同様とする。 実用炉則 第十一条(設計及び工事の計画の届出を要する工事等) ・法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの (発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事とするものを除く。)とする。 また計測制御系統施設としては、今回の取替は性能又は強度に影響を及ぼさないことから、技術基準 第五十九条「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」について「適用条文ではあるが、本工事の内容に関係しないもの」と整理します。	
11	ヒアリング資料	審査対象条文整理表の備考欄について、弁が含まれない場合は記載を削除するなど、適正化を図ること。	ご指摘を踏まえ、資料を修正させていただきます。	
12	設工認資料2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	設計基準対象施設としての設定根拠が記載できていないため、既工認等の記載を踏まえ適正化すること。	設計基準対象施設としての設定根拠について、追記の上、補正させていただきます。	
		以下余白		